



# 宮 崎 県 公 報

平成30年11月29日 (木曜日) 第 3051 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

○病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則…………… (医療業務課) 1

### 告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1  
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出…………… ( " ) 1  
○有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 1  
○保安林の指定予定の通知 (4 件) …………… (自然環境課) 2  
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3

○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 3

### 公 告

○地図及び簿冊の認証 (3 件) …………… (農村計画課) 3  
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 3  
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 4  
○入札公告…………… 4

### 病院局公告

○落札者等の公告…………… 5

### 選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 6  
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 6

## 規 則

病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成30年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第69号

#### 病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (平成30年宮崎県条例第39号) 附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年12月1日とする。

## 告 示

### 宮崎県告示第 908号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
橋口 順之 (きずな鍼灸院)	都城市山之口町富吉28 17-5	平成30年10月10日
那須 紗千香 (みなと針灸整骨院)	日向市江良町3丁目52 番2	平成30年10月22日
執行 裕 (みなと針灸整骨院)	日向市江良町3丁目52 番2	平成30年10月22日

院)		
----	--	--

### 宮崎県告示第 909号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によることとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	廃止年月日
前田 顕輝 (みなと針灸整骨院)	日向市江良町3丁目52 番2	平成30年9月1日

### 宮崎県告示第 910号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
30年-38	映画	田園日記 あそこで暮らそう	竹洞組 <オーピー映画>	平成30年11月19日
30年-39	映画	アブノーマルファミリー 新妻なぶり	山内組 <オーピー映画>	
30年-40	映画	ピンク・ゾーン2 淫乱と円盤	国沢組 <オーピー映画>	
30年-41	映画	大人の同級生 させ子と初恋	竹洞組 <オーピー映画>	
30年-42	映画	肉体温泉宿 女将の発情	深町組 <新東宝映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

**宮崎県告示第 911号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字三納字上浦田 10788
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 912号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大河平字牧神1011-1・1011-3・1036-3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1000-1、1003-1、1003-9、1010、1011-7、1014-1、1016-1、1016-3、1036-2、1040-4、1040-5、1040-7、字桶ノ口 999-乙
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 913号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字東ヶ迫3583-12
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字東ヶ迫3583-12（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 914号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大河平字大川筋1277
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字大川筋1277(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第915号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年11月29日から同年12月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
440	県道	高畑山本城線	串間市大字本城字下中園1487番1地先から同市同大字同字1503番2地先まで	旧	6.3～17.8	135.0
				新	13.0～24.0	135.0

## 宮崎県告示第916号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成27年宮崎県告示第391号による日向延岡新産業都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 施行者の名称  
延岡市
- 都市計画事業の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画下水道事業 延岡公共下水道
- 事業施行期間  
昭和27年4月1日から平成36年3月31日まで
- 事業地  
収用の部分  
平成27年6月11日付け宮崎県告示第391号の事業地に、東浜砂

町、富美山町、山月町5丁目を加える。

使用の部分

変更なし

## 公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地籍調査を行った者の名称  
高千穂町
- 地籍調査を行った期間  
平成22年12月1日から平成25年3月15日
- 地籍調査を行った地域  
高千穂町大字押方の一部
- 認証年月日  
平成30年11月19日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地籍調査を行った者の名称  
椎葉村
- 地籍調査を行った期間  
平成26年1月1日から平成28年3月11日
- 地籍調査を行った地域  
椎葉村大字下福良の一部
- 認証年月日  
平成30年11月19日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地籍調査を行った者の名称  
西都市
- 地籍調査を行った期間  
平成27年2月1日から平成30年1月31日
- 地籍調査を行った地域  
西都市大字穂北の一部
- 認証年月日  
平成30年11月19日

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第8380号	前原建築	前原 良秀	宮崎県都城市乙房町 467-8	一般	建築工事業、大工工事業	平成30年10月15日付けで廃業した旨の届け	平成30年10月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第 10859号	共栄鉄筋工業(株)	入水 英信	宮崎県都城市山田町中霧島3292-3	一般	鉄筋工事業	平成30年10月2日付けで廃業した旨の届け	平成30年10月2日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第 12592号	黒木左官工業所	黒木 弘久	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂 13807-18	一般	左官工事業	平成30年10月30日付けで廃業した旨の届け	平成30年10月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第 12962号	矢野建設	矢野 朋幸	宮崎県日向市東郷町山陰己1022-2	一般	土工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業	平成30年10月12日付けで廃業した旨の届け	平成30年10月12日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第7057号	(株)木場土建	木場 正弘	宮崎県小林市大字東方 2353-12	一般	管工事業	平成30年10月25日付けで廃業した旨の届け	平成30年10月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第7095号	(有)丸幸建設	日野 茂幸	宮崎県延岡市榑津町3391	一般	管工事業	平成30年10月10日付けで廃業した旨の届け	平成30年10月10日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第7982号	(株)宮電	徳丸 武三	宮崎県宮崎市大字赤江 831-1	一般	電気通信工事業	平成30年10月31日付けで廃業した旨の届け	平成30年10月31日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第9265号	(株)ニッキ技建	二色 政明	宮崎県宮崎市大字糸原 4310	一般	建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	平成30年10月10日付けで廃業した旨の届け	平成30年10月10日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第 13039号	(株)ハマテック	濱砂 道太	宮崎県児湯郡西米良村大字村所 2-27	一般	土工工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成30年10月31日付けで廃業した旨の届け	平成30年10月31日(一部廃業)

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画特定用途制限地域
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県都城土木事務所

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 無線LAN・タブレット型情報端末一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様明細書による。
- (3) 納入期限 平成31年2月28日
- (4) 契約期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで（60月）
- (5) 納入場所 仕様明細書による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成30年宮崎県告示第330号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む)、データエントリー及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年12月19日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 4 契約事項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7237

(2) 期間 平成30年11月29日から平成30年12月28日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 5 入札説明書及び仕様明細書の交付

(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当

(2) 期間 平成30年11月29日から平成30年12月19日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 6 入札説明会の場所及び日時

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については、平成30年12月19日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したのものに関しては、メール又はホームページで通知する。

## 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当

(2) 提出期限 平成30年12月28日午後5時

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵便にあつては書留郵便に限る。期限内必着)により提出すること。

## 8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁4号館2階 宮崎県税・総務事務所入札室

(2) 日時 平成31年1月8日午前10時

## 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 12 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7237

## 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 15 Summary

(1) Nature and Quantity of the Service Required: Wireless LAN・Tablet Model Information Terminal: 1 unit

(2) Bidding Deadline: 5:00 p.m. 28 December 2018

(3) Contact point for the notice: Management Section, High School Education Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7237

## 病院局公告

### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年11月29日

県立宮崎病院長 菊池郁夫

### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

生化学自動分析装置 一式

### 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

宮崎市北高松町5番30号

- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社朝日サイエンス  
宮崎市大字本郷北方2488番地18
- 5 落札金額  
30,564,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年10月15日

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年11月5日現在次のとおりである。

平成30年11月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,406人  
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,032人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年11月5日現在次のとおりである。

平成30年11月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

児湯郡選挙区 19,415人